

K 5 2 7	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
	1 頸部食道の場合	28,700点
	2 胸部食道の場合	34,900点
K 5 2 8	先天性食道閉鎖症根治手術	45,800点
K 5 2 9	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡下によるものを含む。）	71,500点
	2 胸部、腹部の操作によるもの	54,500点
	3 腹部の操作によるもの	39,200点
	注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
	2 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 5 3 0	食道噴門形成手術（開腹によるもの）	18,700点
K 5 3 0 - 2	食道噴門形成手術（腹腔鏡によるもの）	23,800点
K 5 3 1	食道切除後2次的再建術	
	1 皮弁形成によるもの	25,300点
	2 消化管利用によるもの	27,700点
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
	1 食道・胃壁静脈瘤結紮術を主とするもの	22,300点
	2 食道離断術を主とするもの	24,900点
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
K 5 3 3	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として） （横隔膜）	8,990点
K 5 3 4	横隔膜縫合術	
	1 経胸又は経腹	16,500点
	2 経胸及び経腹	23,200点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	15,900点
	2 経胸及び経腹	21,000点
K 5 3 6	後胸骨ヘルニア手術	16,200点
K 5 3 7	食道裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	16,200点
	2 経胸及び経腹	20,600点
K 5 3 7 - 2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	25,200点
	第8款 心・脈管	
	（心、心膜、肺動静脈、冠血管）	
K 5 3 8	心膜縫合術	8,760点
K 5 3 9	心筋縫合止血術（外傷性）	10,900点
K 5 4 0	心膜切開術	9,200点
K 5 4 1	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	14,500点
K 5 4 2	収縮性心膜炎手術	33,300点
K 5 4 3	体動脈肺動脈短絡手術（ブラロック手術、ウォーターストン手術）	28,500点
K 5 4 4	右肺動脈上大静脈吻合術（グレーン手術）	28,500点
K 5 4 5	肺動脈絞扼術	27,700点
K 5 4 6	冠動脈結紮術	19,100点
K 5 4 7	閉鎖性僧帽弁交連切開術	22,900点
K 5 4 8	肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）	21,800点
K 5 4 9	心房中隔欠損作成術	
	1 非直視下（ブラロック・ハンロン手術）	22,900点
	2 経静脈手技（ラシュキンド法）	8,250点
K 5 5 0	内胸動脈心筋内移植手術	

1	片側の場合	28,300点
2	両側の場合	36,200点
K 5 5 1	開胸心臓マッサージ	8,950点
K 5 5 2	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	13,800点
2	経静脈電極の場合	13,800点
K 5 5 3	体外ペースメーカーキング	6,630点
K 5 5 4	ペースメーカー交換術（電池交換を含む。）	6,750点
K 5 5 4-2	埋込型除細動器移植術	17,100点
K 5 5 4-3	埋込型除細動器交換術	7,310点
	（開心術及び循環遮断を要する手術）	
K 5 5 5	試験開心術	24,700点
K 5 5 6	心腔内異物除去術	25,200点
K 5 5 7	心房内血栓除去術	25,200点
K 5 5 8	心腫瘍摘出術	40,400点
K 5 5 9	房室弁直視下切開術	32,300点
K 5 6 0	弁形成術	
1	1弁のもの	45,400点
2	2弁のもの	59,100点
3	3弁のもの	72,000点
K 5 6 0-2	ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）	103,000点
K 5 6 1	房室弁輪形成術	42,300点
K 5 6 2	三尖弁閉鎖症根治手術	71,900点
K 5 6 3	弁置換術	
1	1弁のもの	61,400点
2	2弁のもの	77,100点
3	3弁のもの	90,000点
K 5 6 4	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	59,900点
K 5 6 5	心房中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	31,600点
2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	39,400点
K 5 6 6	心室中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	40,800点
2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	51,600点
3	大動脈弁形成を伴うもの	54,200点
K 5 6 7	心房中隔欠損作成術（直視下）	27,100点
K 5 6 8	心房内血流転換手術（マスタート手術）	85,100点
K 5 6 9	右室漏斗状部狭窄切除術	
1	単独のもの	37,000点
2	心室中隔欠損閉鎖を伴うもの	53,500点
K 5 7 0	右室流出路形成術	50,800点
K 5 7 1	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）	
1	単独のもの	39,700点
2	冠動脈血行再建術を伴うもの	58,400点
K 5 7 2	大動脈弁狭窄直視下切開術	44,700点
K 5 7 3	大動脈弁上狭窄手術	49,000点
K 5 7 4	大動脈弁下狭窄切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）	50,300点
K 5 7 5	削除	
K 5 7 6	バルサルバ洞動脈瘤破裂手術	49,700点
K 5 7 7	大動脈中隔欠損閉鎖術	48,300点

K 5 7 8	肺動脈弁直視下切開術	31,100点
K 5 7 9	肺動脈塞栓除去術	39,500点
K 5 8 0	肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）	48,000点
K 5 8 1	肺静脈血栓除去術	25,900点
K 5 8 2	肺静脈形成術	36,000点
K 5 8 3	肺静脈還流異常症手術	
	1 総肺静脈還流異常のもの	81,500点
	2 部分肺静脈還流異常のもの	37,400点
K 5 8 4	ジャテーン手術	92,000点
K 5 8 5	冠動脈起始異常症手術	57,400点
K 5 8 6	冠動静脈瘻手術	41,000点
K 5 8 7	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）	
	1 1か所のもの	49,700点
	2 2か所以上のもの	53,900点
K 5 8 8	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
	1 1本のもの	51,100点
	2 2本以上のもの	85,400点
	注 人工心肺を使用しない場合は所定点数に所定点数の100分の30に相当する点数を加算する。	
K 5 8 9	ファロー四徴症手術	
	1 右室流出路と肺動脈の形成を伴うもの	81,900点
	2 その他のもの	59,100点
K 5 9 0	単心室症手術（心室中隔造成術）	110,000点
K 5 9 1	两大血管右室起始症手術	
	1 右室流出路形成を伴うもの	87,300点
	2 その他のもの	61,200点
K 5 9 2	完全大血管転換症手術	87,400点
K 5 9 3	総動脈幹症手術	87,600点
K 5 9 4	心内膜床欠損症手術	
	1 房室弁形成を伴うもの	55,900点
	2 心室中隔欠損閉鎖を伴うもの	86,600点
K 5 9 4-2	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	99,900点
K 5 9 5	不整脈手術	
	1 副伝導路切断術	74,500点
	2 心室頻拍症手術	92,900点
	3 M a z e 手術	67,500点
K 5 9 6	経皮的カテーテル心筋焼灼術	20,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 7	経皮的心肺補助法（1日につき）	
	1 初日	11,100点
	2 2日目以降	3,120点
	（開心術補助手段）	
K 5 9 8	人工心肺（1日につき）	
	1 初日	25,500点
	2 2日目以降	3,000点
	注1 初日に補助循環又は選択的冠灌流を併せて行った場合は、所定点数に4,800点を加算する（いずれか一方のみを算定する。）。	
	2 初日に選択的冠灌流を併せて行った場合は、所定点数に7,000点を加算する。	
	3 カニキュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 5 9 9	大動脈バルーンポンピング法（I A B P法）（1日につき）	

	1 初日	8,780点
	2 2日目以降	3,680点
	注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 0	補助人工心臓（1日につき）	
	1 初日	30,000点
	2 2日目以降30日まで	5,000点
	3 31日目以降	4,000点
	（動脈）	
K 6 0 1	血管露出術	530点
K 6 0 2	血管結紮術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	8,610点
	2 その他のもの	3,130点
K 6 0 3	動脈塞栓除去術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	16,900点
	2 その他のもの（観血的なもの）	9,470点
K 6 0 4	動脈血栓内膜摘出術	
	1 大動脈に及ぶもの	21,000点
	2 その他のもの	15,300点
K 6 0 5	大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）	
	1 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）	88,800点
	2 上行大動脈（その他のもの）	79,200点
	3 弓部大動脈	104,000点
	4 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術	136,000点
	5 下行大動脈	63,100点
	6 腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	51,700点
	7 腹部大動脈（その他のもの）	49,500点
	8 胸腹部大動脈	88,100点
	注 自動縫合器を使用した場合は、2,700点を加算する。	
K 6 0 5 - 2	ステントグラフト内挿術	
	1 胸部大動脈	39,600点
	2 腹部大動脈	31,600点
	3 腸骨動脈	24,800点
K 6 0 6	動脈形成術、吻合術	
	1 頭蓋内動脈	36,000点
	2 胸腔内動脈（大動脈を除く。）	29,600点
	3 腹腔内動脈（大動脈を除く。）	29,600点
	4 指（手、足）の動脈	11,800点
	5 その他の動脈	10,700点
K 6 0 6 - 2	抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置	
	1 開腹して設置した場合	11,800点
	2 四肢に設置した場合	10,500点
	3 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
	注 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。	
K 6 0 7	末梢動静脈瘻造設術	7,760点
K 6 0 8	動脈管開存症手術	22,000点
K 6 0 9	大動脈縮窄症手術	41,100点
K 6 1 0	腎血管性高血圧症手術	24,700点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 6 1 1	血管移植術、バイパス移植術	
	1 大動脈	52,100点
	2 胸腔内動脈	41,000点
	3 腹腔内動脈	39,500点
	4 頭、頸部動脈	36,700点
	5 その他の動脈	23,300点
K 6 1 2	血管塞栓術	
	1 頭部、胸腔、腹腔内の血管に対するもの	12,700点
	2 脊髄血管に対するもの	32,600点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 3	四肢の血管拡張術・血栓除去術	15,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 4	経皮的冠動脈形成術	23,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 4-2	経皮的冠動脈血栓切除術	23,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 4-3	経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの）	23,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 5	経皮的冠動脈ステント留置術	23,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6	冠動脈内血栓溶解療法	10,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 （静脈）	
K 6 1 7	下肢静脈瘤手術	
	1 抜去切除術	10,200点
	2 硬化療法（一連として）	1,720点
	3 高位結紮術	3,130点
K 6 1 8	中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置	
	1 開腹して設置した場合	11,800点
	2 四肢に設置した場合	10,500点
	3 頭頸部その他に設置した場合	10,800点
	注1 6歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。	
	2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。	
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
	1 開腹を伴うもの	19,000点
	2 その他のもの（観血的なもの）	13,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置	8,000点
K 6 2 1	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	32,000点
K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	23,400点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
	1 胸腔内静脈	24,700点
	2 腹腔内静脈	24,700点
	3 指（手、足）の静脈	10,500点
	4 その他の静脈 （リンパ管、リンパ節）	13,500点
K 6 2 4	胸管ドレナージ法	8,430点
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
	1 長径5センチメートル未満	6,450点

	2 長径5センチメートル以上	11,300点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
	1 長径3センチメートル未満	1,200点
	2 長径3センチメートル以上	2,880点
K 6 2 6 - 2	リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
	1 顎下部又は舌下部 (浅在性)	6,970点
	2 頸部 (深在性)	10,800点
	3 鎖骨上窩及び下窩	7,130点
	4 腋窩	10,500点
	5 胸骨旁	10,800点
	6 鼠径部及び股部	5,670点
	7 後腹膜	11,100点
K 6 2 8	リンパ管吻合術	20,800点
	第9款 腹部	
	(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
	1 腹壁に限局するもの	1,820点
	2 腹腔に通ずるもの	6,450点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
	1 形成手術を必要としない場合	4,310点
	2 形成手術を必要とする場合	9,810点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
	1 腹壁瘻痕ヘルニア	7,440点
	2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	5,970点
	3 臍ヘルニア	4,200点
	4 臍帯ヘルニア	13,900点
	5 鼠径ヘルニア	6,160点
	6 大腿ヘルニア	8,740点
	7 腰ヘルニア	8,240点
	8 骨盤部ヘルニア (閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア)	12,000点
	9 内ヘルニア	12,600点
K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	18,100点
	(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)	
K 6 3 5	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	2,810点
K 6 3 6	試験開腹術	5,550点
K 6 3 7	限局性腹腔膿瘍手術	
	1 横隔膜下膿瘍	8,880点
	2 ダグラス窩膿瘍	5,340点
	3 虫垂周囲膿瘍	5,340点
	4 その他のもの	6,670点
K 6 3 8	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術 (経腹壁)	3,290点
K 6 3 9	急性汎発性腹膜炎手術	9,540点
K 6 4 0	腸間膜損傷手術	
	1 縫合、修復のみのもの	8,320点
	2 腸管切除を伴うもの	18,800点
K 6 4 1	大網切除術	8,490点
K 6 4 2	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	

	1 腸切除を伴わないもの	11,100点
	2 腸切除を伴うもの	17,100点
K 6 4 3	後腹膜悪性腫瘍手術	32,000点
K 6 4 4	臍腸管瘻手術	
	1 腸管切除を伴わないもの	5,260点
	2 腸管切除を伴うもの	17,400点
K 6 4 5	骨盤内臓全摘術 (胃、十二指腸)	71,900点
K 6 4 6	胃血管結紮術(急性胃出血手術)	10,100点
K 6 4 7	胃縫合術(大網充填術又は被覆術を含む。)	11,300点
K 6 4 7-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫縮術	18,600点
K 6 4 8	胃切開術	7,670点
K 6 4 9	胃吊上げ固定術(胃下垂症手術)、胃捻転症手術	10,900点
K 6 5 0	削除	
K 6 5 1	削除	
K 6 5 2	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術(開腹によるもの)	10,400点
K 6 5 3	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
	1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	4,970点
	2 早期悪性腫瘍ポリープ切除術	4,790点
	3 その他のポリープ・粘膜切除術	4,000点
K 6 5 3-2	削除	
K 6 5 3-3	内視鏡的食道下部及び胃内異物摘出術	3,200点
K 6 5 4	内視鏡的消化管止血術	4,310点
K 6 5 5	胃切除術(腹腔鏡(補助)下によるものを含む。)	
	1 単純切除術	20,700点
	2 悪性腫瘍手術	42,600点
	注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
	2 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 6	胃縮小術	18,300点
K 6 5 7	胃全摘術(腹腔鏡(補助)下によるものを含む。)	
	1 単純全摘術	32,800点
	2 悪性腫瘍手術	59,100点
	注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
	2 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8	削除	
K 6 5 9	食道下部迷走神経切除術(幹迷切)	
	1 単独のもの	13,600点
	2 ドレナージを併施するもの	19,000点
	3 胃切除術を併施するもの	24,900点
K 6 6 0	食道下部迷走神経選択的切除術	
	1 単独のもの	15,000点
	2 ドレナージを併施するもの	21,100点
	3 胃切除術を併施するもの	27,500点
K 6 6 0-2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	25,500点
K 6 6 1	胃冠状静脈結紮及び切除術	15,800点
K 6 6 2	胃腸吻合術(ブラウン手術を含む。)	13,600点
K 6 6 3	十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む。)	9,460点
K 6 6 5	胃瘻閉鎖術	9,050点
K 6 6 6	幽門形成術(粘膜外幽門筋切開術を含む。)	10,500点

K 6 6 7	噴門形成術	12,600点
K 6 6 7 - 2	腹腔鏡下噴門形成術	25,100点
K 6 6 8	胃横断術 (静脈瘤手術) (胆嚢、胆道)	17,600点
K 6 6 9	胆管切開術	12,100点
K 6 7 0	胆嚢切開結石摘出術	10,900点
K 6 7 1	胆管切開結石摘出術 (チューブ挿入を含む。)	
	1 胆嚢摘出を含むもの	19,600点
	2 胆嚢摘出を含まないもの	16,700点
K 6 7 1 - 2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
	1 胆嚢摘出を含むもの	25,600点
	2 胆嚢摘出を含まないもの	23,100点
K 6 7 2	胆嚢摘除術 (開腹によるもの)	15,200点
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	22,400点
K 6 7 3	胆管形成手術 (胆管切除術を含む。)	27,600点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	28,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、所定点数に5,000点を加算する。	
K 6 7 5	胆嚢悪性腫瘍手術	42,600点
K 6 7 6	削除	
K 6 7 7	胆管悪性腫瘍手術	47,200点
K 6 7 8	体外衝撃波胆石破碎術 (一連につき)	16,300点
	注 消耗性電極を使用した場合は、3,000点を加算する。	
K 6 7 9	胆嚢胃 (腸) 吻合術	10,500点
K 6 8 0	総胆管胃 (腸) 吻合術	17,300点
K 6 8 1	胆嚢外瘻造設術	9,200点
K 6 8 2	胆管外瘻造設術	
	1 経腹腔によるもの	12,300点
	2 経皮経肝によるもの	11,200点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 3	削除	
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術	37,800点
K 6 8 5	内視鏡的胆道碎石術 (経十二指腸的又は外瘻孔を介するもの)	9,830点
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術	9,180点
K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術	
	1 乳頭括約筋切開のみのもの	7,230点
	2 胆道碎石術を伴うもの	17,100点
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術	6,830点
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	8,110点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 (肝)	
K 6 9 0	肝縫合術	17,400点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	
	1 経腹腔によるもの	9,960点
	2 経胸腔によるもの	12,200点
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	12,200点
K 6 9 2 - 2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	21,300点
K 6 9 3	肝内結石摘出術 (開腹)	20,100点
K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	18,800点
K 6 9 5	肝切除術	
	1 部分切除	20,600点

2	区域切除	23,400点
3	葉切除	43,300点
4	拡大葉切除	61,900点
5	拡大葉切除に血行再建を併せ行う場合	68,800点
K 6 9 6	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術	19,600点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
1	開腹によるもの	13,200点
2	経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）	13,600点
K 6 9 7-3	移植用部分肝採取術（生体）	48,000点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7-4	生体部分肝移植	63,700点
	注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	（脾）	
K 6 9 8	急性脾炎手術	21,600点
K 6 9 9	脾結石手術	
1	脾切開によるもの	20,200点
2	経十二指腸乳頭によるもの	21,500点
K 7 0 0	削除	
K 7 0 1	脾破裂縫合術	19,200点
K 7 0 2	脾体尾部腫瘍切除術	
1	脾尾側切除術（腫瘍摘出術を含む。）の場合	20,200点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	30,000点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	35,000点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	40,000点
K 7 0 3	脾頭部腫瘍切除術	
1	脾頭十二指腸切除術の場合	55,200点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	66,000点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	69,500点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	72,900点
K 7 0 4	脾全摘術	60,900点
K 7 0 5	脾嚢胞胃（腸）吻合術	18,800点
K 7 0 6	脾管空腸吻合術	28,000点
K 7 0 7	脾嚢胞外瘻造設術	
1	内視鏡によるもの	10,900点
2	開腹によるもの	12,100点
K 7 0 8	脾管外瘻造設術	13,500点
K 7 0 9	脾瘻閉鎖術	21,000点
	（脾）	
K 7 1 0	脾縫合術（部分切除を含む。）	11,400点
K 7 1 1	脾摘出術	18,500点
K 7 1 1-2	腹腔鏡下脾摘出術	23,500点
	（空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸）	
K 7 1 2	破裂腸管縫合術	8,350点
K 7 1 3	腸切開術	7,420点

K 7 1 4	腸管癒着症手術	10,900点
K 7 1 4 - 2	腹腔鏡下腸管癒着剝離術	15,300点
K 7 1 5	腸重積症整復術	
	1 非観血的なもの	2,860点
	2 観血的なもの	5,530点
K 7 1 6	小腸切除術	
	1 悪性腫瘍手術以外の切除術	11,700点
	2 悪性腫瘍手術	28,000点
K 7 1 6 - 2	腹腔鏡下小腸切除術	25,600点
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。）	11,800点
K 7 1 8	虫垂切除術	6,420点
K 7 1 8 - 2	腹腔鏡下虫垂切除術	18,000点
K 7 1 9	結腸切除術	
	1 小範囲切除	13,700点
	2 結腸半側切除	19,700点
	3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	32,700点
	注 結腸の全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術を行うに当たって自動縫合器を使用した場合は、2,700点を加算する。	
K 7 1 9 - 2	腹腔鏡下結腸切除術	26,900点
K 7 2 0	結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。）、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）	13,000点
K 7 2 1	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	
	1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,740点
	2 その他のポリープ・粘膜切除術	5,360点
K 7 2 2	小腸結腸内視鏡的止血術	8,950点
K 7 2 3	削除	
K 7 2 4	腸吻合術	9,040点
K 7 2 5	腸瘻、虫垂瘻造設術	6,140点
K 7 2 6	人工肛門造設術	6,590点
K 7 2 7	腹壁外腸管前置術	7,790点
K 7 2 8	腸狭窄部切開縫合術	9,830点
K 7 2 9	腸閉鎖症手術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,600点
	2 腸管切除を伴うもの	21,100点
K 7 3 0	小腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	10,500点
	2 腸管切除を伴うもの	16,700点
K 7 3 1	結腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	10,800点
	2 腸管切除を伴うもの	17,700点
K 7 3 2	人工肛門閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	10,300点
	2 腸管切除を伴うもの	17,500点
K 7 3 3	盲腸縫縮術	4,400点
K 7 3 4	腸回転異常症手術	12,900点
K 7 3 5	先天性巨大結腸症手術（内視鏡下によるものを含む。）	32,700点
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、2,700点を加算する。	
K 7 3 5 - 2	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	6,560点
K 7 3 6	人工肛門修整術	
	1 開腹を伴うもの	8,400点

	2 その他のもの (直腸)	3,670点
K 7 3 7	直腸周囲膿瘍切開術	2,690点
K 7 3 8	直腸異物除去術	
	1 経肛門 (内視鏡によるもの)	3,960点
	2 開腹によるもの	10,400点
K 7 3 9	直腸腫瘍摘出術 (ポリープ摘出を含む。)	
	1 経肛門	4,010点
	2 経括約筋	8,250点
	3 経腹及び経肛	12,000点
K 7 4 0	直腸切除・切断術	
	1 切除術 (腹腔鏡下によるものを含む。)	27,000点
	2 低位前方切除術 (内視鏡下によるものを含む。)	44,200点
	3 超低位前方切除術 (経肛門的結腸囊肛門吻合によるもの)	50,100点
	4 切断術	50,100点
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,900点を加算する。	
K 7 4 1	直腸狭窄形成手術	18,900点
K 7 4 2	直腸脱手術	
	1 経肛門によるもの	7,370点
	2 直腸挙上固定を行うもの	9,260点
	3 骨盤底形成を行うもの	12,100点
	4 腹会陰からのもの (腸切除を含む。)	23,900点
	(肛門、その周辺)	
K 7 4 3	痔核手術 (脱肛を含む。)	
	1 硬化療法	1,380点
	2 結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
	3 根治手術	5,360点
K 7 4 4	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5	肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K 7 4 6	痔瘻根治手術	
	1 単純なもの	3,750点
	2 複雑なもの	7,400点
K 7 4 7	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,040点
K 7 4 8	肛門悪性腫瘍手術	
	1 切除	20,100点
	2 直腸切断を伴うもの	42,300点
K 7 4 9	肛門拡張術 (観血的なもの)	1,630点
K 7 5 0	肛門括約筋形成手術	
	1 瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
	2 組織置換によるもの	14,000点
K 7 5 1	鎖肛手術	
	1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
	2 会陰式	12,800点
	3 仙骨会陰式	21,800点
	4 腹会陰、腹仙骨式	39,800点
K 7 5 1 - 2	仙尾部奇形腫手術	24,700点
K 7 5 2	肛門形成手術	
	1 肛門狭窄形成手術	5,580点
	2 直腸粘膜脱形成手術	6,600点
K 7 5 3	毛嚢嚢、毛嚢瘻手術	3,680点

第10款 尿路系・副腎

(副腎)

K 7 5 4	副腎摘出術 (副腎部分切除術を含む。)	16,800点
K 7 5 4-2	腹腔鏡下副腎摘出術	30,600点
K 7 5 5	副腎腫瘍摘出術	
1	皮質腫瘍	21,200点
2	髓質腫瘍 (褐色細胞腫)	25,400点
K 7 5 6	副腎悪性腫瘍手術 (腎、腎盂)	35,800点
K 7 5 7	腎破裂縫合術	23,300点
K 7 5 8	腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	腎切半術	28,600点
K 7 6 0	癒合腎離断術	27,900点
K 7 6 1	腎被膜剝離術 (除神経術を含む。)	8,820点
K 7 6 2	腎固定術	8,260点
K 7 6 3	腎切石術	16,300点
K 7 6 4	経皮的尿路結石除去術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)	18,800点
K 7 6 5	経皮的腎盂腫瘍切除術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)	19,100点
K 7 6 6	経皮的上部尿管拡張術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)	9,760点
K 7 6 7	腎盂切石術	16,100点
K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (一連につき)	19,300点
	注 消耗性電極を使用した場合は、3,000点を加算する。	
K 7 6 9	腎部分切除術	19,300点
K 7 7 0	腎嚢胞切除縮小術 (内視鏡下によるものを含む。)	10,500点
K 7 7 1	経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 7 7 2	腎摘出術	16,300点
K 7 7 3	腎 (尿管) 悪性腫瘍手術	32,900点
K 7 7 4	腎 (腎盂) 瘻造設術	9,620点
K 7 7 5	経皮的腎 (腎盂) 瘻造設術	12,600点
K 7 7 6	腎 (腎盂) 皮膚瘻閉鎖術	15,000点
K 7 7 7	腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術	16,900点
K 7 7 8	腎盂形成手術	19,600点
K 7 7 9	移植用腎採取術 (生体)	22,800点
	注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 8 0	同種腎移植術	74,800点
	注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 死体腎を移植した場合は、70,000点を加算する。	
	3 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	(尿管)	
K 7 8 1	経尿道的尿路結石除去術 (超音波下に行った場合も含む。)	14,800点
K 7 8 1-2	ピンハンマー式尿路結石破碎術	10,400点
K 7 8 2	尿管切石術	
1	上部及び中部	8,180点
2	膀胱近接部	12,000点
K 7 8 3	経尿道的尿管狭窄拡張術	16,100点
K 7 8 4	残存尿管摘出術	12,400点
K 7 8 5	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	18,000点
K 7 8 6	尿管膀胱吻合術	14,900点

K 7 8 7	尿管尿管吻合術	16,100点
K 7 8 8	尿管腸吻合術	10,100点
K 7 8 9	尿管腸膀胱吻合術	23,900点
K 7 9 0	尿管皮膚瘻造設術	9,930点
K 7 9 1	尿管皮膚瘻閉鎖術	15,300点
K 7 9 2	尿管腸瘻閉鎖術	21,800点
K 7 9 3	尿管腔瘻閉鎖術	16,700点
K 7 9 4	尿管口形成手術 (膀胱)	14,300点
K 7 9 5	膀胱破裂閉鎖術	9,750点
K 7 9 6	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K 7 9 7	膀胱内凝血除去術	2,980点
K 7 9 8	膀胱結石、異物摘出術	
	1 経尿道的手術	7,990点
	2 膀胱高位切開術	3,150点
K 7 9 9	膀胱壁切除術	7,120点
K 8 0 0	膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 1	膀胱単純摘除術	
	1 腸管利用の尿路変更を行うもの	35,800点
	2 その他のもの	26,500点
K 8 0 2	膀胱腫瘍摘出術	9,460点
K 8 0 2-2	膀胱脱手術	9,980点
K 8 0 3	膀胱悪性腫瘍手術	
	1 切除	20,700点
	2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	34,300点
	3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの)	54,300点
	4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	65,600点
	5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)	69,000点
	6 経尿道的手術	10,400点
	注 尿路変更に当たって自動縫合器を使用した場合は、2,700点を加算する。	
K 8 0 4	尿管管摘出術	9,350点
K 8 0 5	膀胱瘻造設術	3,530点
K 8 0 6	膀胱皮膚瘻閉鎖術	6,050点
K 8 0 7	膀胱腔瘻閉鎖術	14,900点
K 8 0 8	膀胱腸瘻閉鎖術	14,900点
K 8 0 9	膀胱子宮瘻閉鎖術	20,000点
K 8 0 9-2	膀胱尿管逆流手術	16,400点
K 8 1 0	ポアリー氏手術	20,800点
K 8 1 1	腸管利用膀胱拡大術	24,800点
K 8 1 2	回腸(結腸)導管造設術 (尿道)	25,500点
K 8 1 3	尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K 8 1 4	外尿道口切開術	1,010点
K 8 1 5	尿道結石、異物摘出術	
	1 前部尿道	2,180点
	2 後部尿道	5,250点
K 8 1 6	外尿道腫瘍切除術	2,180点
K 8 1 7	尿道悪性腫瘍摘出術	
	1 摘出	16,300点
	2 内視鏡による場合	11,900点

3	尿路変更を行う場合	45,900点
	注 尿路変更にあたって自動縫合器を使用した場合は、2,700点を加算する。	
K 8 1 8	尿道形成手術	
	1 前部尿道	13,100点
	2 後部尿道	21,400点
K 8 1 9	尿道下裂形成手術	19,900点
K 8 2 0	尿道上裂形成手術	19,900点
K 8 2 1	尿道狭窄内視鏡手術	13,300点
K 8 2 2	女子尿道脱手術	6,370点
K 8 2 3	尿失禁手術	
	1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	21,800点
	2 その他のもの	17,300点
K 8 2 3-2	尿失禁コラーゲン注入手術	13,800点
	注 尿失禁コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	第11款 男子性器	
	(陰茎)	
K 8 2 4	陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130点
K 8 2 5	陰茎全摘術	9,840点
K 8 2 6	陰茎切断術	4,500点
K 8 2 6-2	陰茎折症手術	6,580点
K 8 2 7	陰茎悪性腫瘍手術	
	1 陰茎切除	14,300点
	2 陰茎全摘	21,600点
K 8 2 8	包茎手術	
	1 背面切開術	740点
	2 環状切除術	2,040点
K 8 2 8-2	陰茎持続勃起症手術	
	1 亀頭-陰茎海綿体瘻作成術(ウィンター法)によるもの	3,120点
	2 その他のシャント術によるもの	10,400点
	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K 8 2 9	精管切断、切除術(両側)	2,550点
K 8 3 0	精巣(睾丸)摘出術	2,770点
K 8 3 0-2	精巣外傷手術	
	1 陰囊内血腫除去術	3,200点
	2 精巣白膜縫合術	3,400点
K 8 3 1	停留精巣(睾丸)摘出術	4,830点
K 8 3 1-2	腹腔鏡下腹腔精巣摘出術	12,100点
K 8 3 2	精巣上体(副睾丸)摘出術	4,200点
K 8 3 3	精巣(睾丸)悪性腫瘍手術(両側)	
	1 高位精巣摘出術	9,260点
	2 その他	40,900点
K 8 3 4	精索静脈瘤手術	2,480点
K 8 3 4-2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	11,000点
K 8 3 5	陰囊水腫手術	
	1 交通性陰囊水腫手術	3,620点
	2 その他	2,290点
K 8 3 6	停留精巣(睾丸)固定術	8,260点
K 8 3 7	精管形成手術	6,690点
K 8 3 8	精索捻転手術	